

## 労働移動支援助成金の拡充について②

### ■再就職支援奨励金の拡充

#### 1 支給対象事業主・支給段階及び支給額の拡充

現行	支給対象事業主		中小企業事業主のみ 【うち45歳以上の対象者】	拡充案	支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
	支給段階・支給額	支援委託時	(なし)			支給段階・支給額	支援委託時	10万円 (※実際に委託費用の支払を終えていることが要件)
	再就職実現後	委託費用 × <u>2分の1</u> 【3分の2】			再就職実現後	委託費用 × <u>2分の1</u> 【3分の2】 -10万円		委託費用 × <u>3分の2</u> 【5分の4】 -10万円

※ 再就職実現後の助成は、離職から2ヶ月以内  
【45歳以上は5ヶ月以内】に再就職を実現した対象者分  
※ 対象者一人当たり40万円、一の再就職援助計画等につき300人分を上限として支給

※ 再就職実現後の助成は、離職から6ヶ月以内  
【45歳以上は9ヶ月以内】に再就職を実現した対象者分  
※ 対象者一人当たり60万円、一年度一事業所につき500人分を上限として支給

#### 2 訓練・グループワークを実施した場合の上乗せ

(1) 再就職支援の一部として訓練の実施を委託した場合、訓練の実施期間1ヶ月につき6万円を上乗せ(3ヶ月分が上限)。  
(2) 3回以上のグループワークの実施を委託した場合、1万円を上乗せ。

#### 3 求職活動のための休暇を付与した場合の助成

事業主が、対象者に対して在職中から円滑な求職活動が行えるように休暇を付与した場合、当該休暇1日当たり4,000円(中小企業事業主については7,000円)を助成(90日分が上限)。

### ■受入れ人材育成支援奨励金の創設

再就職援助計画の対象となった労働者等を雇い入れ、又は移籍等により労働者を受け入れた事業主が、その労働者に対して訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した場合、訓練に要した費用の一部を助成する措置を創設。

(1) Off-JTの場合 … 訓練1時間当たり800円 + 訓練経費実費相当額(30万円が上限)  
(2) OJTの場合 … 訓練1時間当たり700円